

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第232号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年4月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. ○○○土地改良区からR2年度に関する指導要領に対する回答書類全部 2. 市から県に（多面的事業報告）書送付された関係書類全部 3. 同改良区のR3年度報告された（総代会）の報告書全部 法人検査課、農林水産部○○、農山漁村振興課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月6日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「当該公文書を保有していないため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年5月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月14日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

本来あるべき書類 多面的事業報告（実施した事業）の確認した資料及び県が指摘した検査項目で検査した資料であり、又改良法違反として、県は○○支線に対して指摘したものがあつた中で、関係機関及び監督機関として保持して協議した書類であり出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

(1) 本件処分の理由

ア ○○○土地改良区からR 2年度に関する指導要領に対する回答書類全部については、令和2年12月16日及び令和3年2月15日から24日までに法人検査課が実施した○○○土地改良区の定期検査に対する回答書であると推察したが、法人検査課は、本件請求日現在、回答書を受理しておらず、当該文書を保有していなかった。なお、当該回答書は令和3年6月4日に提出されている。

イ 市から県に（多面的事業報告）書送付された関係書類全部については、多面的機能支払交付金に係る書類であると推察したが、法人検査課の分掌事務は農林水産団体等の検査であり、多面的機能支払交付金に係る事務は所掌していないため、法人検査課は、当該文書を保有していない。

ウ 同改良区のR 3年度報告された（総代会）の報告書全部については、定款に定めている3月の総代会のうち、令和3年3月に実施される○○○土地改良区の総代会に関する書類であると推察したが、検査実施日時点で総代会は開催されていなかったため、法人検査課は、本件請求日現在、審査請求人が主張する内容の文書を取得していない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「多面的事業報告（実施した事業）の確認した資料及び県が指摘した検査項目で検査した資料」をあるべき書類と主張し、その書類を公開するよう求めている。しかし、法人検査課の分掌事務は「土地改良区等の検査に関すること」であり、多面的機能支払交付金に係る事務は所掌していないため、法人検査課は、当該文書を保有していない。

また、審査請求人は、「改良法違反として、県は、○○支線に対して指摘したものがある中で、関係機関及び監督機関として保持して協議した書類」を公開するよう求めている。しかし、法人検査課の分掌事務は「土地改良区等の検査に関すること」であり、検査完了後の指導等は行っておらず、協議を行ったことはない。

(3) 以上により、本件請求に係る公文書を保有していないことから、条例第12条第3項の規定により、本件請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年 3月14日	諮問

令和7年 7月28日 第2部会（第25回）	審議
同 年 9月 2日 第2部会（第26回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書のうち法人検査課が保有するものについて「令和2年12月16日及び令和3年2月15日から24日までに法人検査課が実施した〇〇〇土地改良区の定期検査に対する回答書」（以下「公文書①」という。）、「多面的機能支払交付金に係る書類」（以下「公文書②」という。）及び「定款に定めている3月の総代会のうち、令和3年3月に実施される〇〇〇土地改良区の総代会に関する書類」（以下「公文書③」という。）と特定し、保有していないとして、本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

（1）土地改良区の検査について

都道府県知事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等を遵守させるために必要があると認めるときは、土地改良区の業務若しくは会計の状況を検査することができることとされている（土地改良法（昭和24年法律第195号）第132条第1項）。

徳島県では、徳島県土地改良区等検査要綱第4条の規定に基づき、土地改良区に対して、原則として3年ごとに定期検査を実施するとともに、特に必要があると認めた場合に特別検査を実施することとし、土地改良法第133条第1項の規定に基づき、当該土地改良区の組合員等から請求があった場合に、請求検査を実施することとしている。

検査終了後には、徳島県土地改良区等検査実施要領第10条の規定に基づき、是正又は改善すべき点を記載した検査書が、検査を受けた土地改良区に交付され、当該土地改良区からは、検査指摘事項に係る見解や今後とるべき方針等を記載した検査回答書が実施機関に提出される。

検査書及び検査回答書は、土地改良法に基づく定期検査を実施する部局（以下「検査部局」という。）から土地改良区に対する指導業務を所管する部局（以下「指導部局」という。）に送付され、指導部局は、これらの資料を指導業務の参考資料として使用している。

（2）公文書①及び公文書③について

実施機関の弁明によると、公文書①は、令和3年6月4日に提出されているとの

ことであり、本件請求時点である令和3年4月22日時点では保有していないことが認められる。

公文書③は、令和3年3月10日に実施されている総代会の書類であるが、実施機関に確認したところ、請求時点で保有する総代会の書類は、検査を実施する年に被検査団体から提出された検証期間内の書類であるとのことである。そのため、令和2年12月16日及び令和3年2月15日から24日に実施された検査より後に開催された本件公文書③は、請求時点において保有していないことが認められる。

(3) 公文書②について

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）によると、多面的機能支払交付金に係る事務は、「農山漁村振興課」、「東部農林水産局」及び「総合県民局の農林水産部」が分掌しており、法人検査課では事務を行っていないことが認められる。

以上により、本件公文書を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	